

新しい2条例を制定

●シャワー棟管理に関する条例



くこの松原ビーチスポーツ専用競技場シャワー棟

大丸運動公園に隣接したビーチスポーツ専用競技場にシャワー・トイレ・更衣室を備えたシャワー棟が建設され、管理に関する条例が制定されました。設置目的は、大隅地域のスポーツ交流による観光振興を図り、ビーチスポーツイベント等の参加者と利用者の利便性に役立てるものです。正式名称は、「くこの松原ビーチスポーツ専用競技場シャワー棟」です。温水シャワーを使用した場合は、1回につき100円の使用料が必要となります。

●道路占用料徴収条例

道路法に、継続して道路を占用する場合は道路管理者の許可を受けることと規定されており、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができます。

この道路占用料を徴収する場合は、条例で定めるものと規定されており、この占用料を徴収するために条例を制定しました。

本町には、九州電力の電柱1002本、NTTの電話柱1677本が道路敷地内に存在し、道路改良時に電柱移転がある場合、電柱移設費用の一部負担が発生します。

占用料は、主なもので、電柱1本につき年間820円、電話柱1本につき年間480円となり、21年度に占用料として190万円を歳入で見込んでいます。なお、集落内の有線放送等の電柱の占用料は除外となります。

●過疎地域自立促進計画の一部変更

平成17年度から平成21年度までの5カ年間で計画期間とする大崎町過疎地域自立促進計画の事業計画見直しで、新規に消防ポンプ車購入事業を組み入れました。

本町の消防分団の消防ポンプ車は、経年劣化による老朽化が著しいため、今回更新するものです。

●消防ポンプ自動車の購入契約の締結

契約の目的

消防ポンプ自動車購入

契約内容

消防ポンプ自動車3台（中央分団・

菱田分団・野方分団に納入）

CD・I型4WD

契約の金額

4千699万8千円

契約の方法

指名競争入札

納入期限

契約締結の日から

平成21年9月30日まで

契約の相手方

鹿児島市松原町12番32号

鹿児島森田ポンプ株式会社

代表取締役 西之園重雄